

2020.1.22.

外部から見た裁判所・裁判官

弁護士 野辺 博

- 1 外部から見た…と言っても、個々人の裁判所・裁判官への関わり具合によって異なるだろう。
  - ・ まず抱くイメージ・印象は？
  - ・ 利用者になると？
  - ・ 弁護士は？
  
- 2 肯定的な評価の要因は何か。  
勝ち負けや迅速性などよりも、裁判所・裁判官に対する信頼ではないのか。
  
- 3 「信頼」はどう醸成される？  
当事者にとっては、納得のいく審理、そして判断である。  
「納得する」というのは、当事者の言い分（事情も含む）を受け止め、理解した上での、正しい事実認定であろう。
  
- 4 事実認定のむずかしさ
  - ・ 処分証書をはじめとする書証の証拠力
  - ・ 「二段の推定」（民訴法 228 条 4 項）
  - ・ 経験則
  
- 5 人間の行動と経験則に対する深い理解が必要
  - ・ 「人間はこのような場合こう行動するだろう」それが合理的であり自然だ。  
←当該事案で本当にそう言えるか自問してみる。
  - ・ 皆さんは相応の高い能力を持ち、比較的恵まれた、同質の環境の中で育ってきたのだろう。しかし、世の中は…
  - ・ 人間に対する洞察力・想像力がないと、事実を見誤る。
  
- 6 正しい事実認定のために
  - ・ 疑問点などを当事者・代理人に尋ねることに躊躇してはいないか。
  - ・ 先輩裁判官と討議（合議の重要性）
  
- 7 最後に  
裁判官は司法における権力者

以上